様式第１０号（第１４条関係）

年　　月　　日

　　能代市長　齊藤　滋宣　　様

申請者

住　所　〒

氏　名　　　　　　　　　　　印

（法人名・代表者名）

能代市首都圏等人材採用支援事業費補助金交付申請書

　能代市首都圏等人材採用支援事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１　補助金の区分　　　人材獲得サービス利用支援分

２　交付申請額　　　　一金　　　　　　　　　　　円

３　添付書類

　（１）　採用実施概要書（別紙１）

　（２）　誓約書（別紙２）

　（３）　その他

（別紙１）

採用実施概要書

１　実施内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １ | 雇用した人材 | 雇用開始日 | 　　　　　年　　　月　　　日 |
| 氏　　　名 |  |
| 生年月日 | 　　　　　年　　　月　　　日 |
| 本市への転入日　　 | 　　　　　年　　　月　　　日 |
| 転入前の居住地※市町村名まで |   |
| 利用した人材紹介会社 |  |
| 補助対象経費…①※成功報酬型人材紹介サービス利用手数料 | 　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 交付申請額小計…②（①×１／２）（１，０００円未満切り捨て） | 　　　　　　　　　　　　　　　円※上限２０万円。ただし、雇用した人材が３５歳未満の場合は上限３０万円。 |
| ２ | 雇用した人材 | 雇用開始日 | 　　　　　年　　　月　　　日 |
| 氏　　　名 |  |
| 生年月日 | 　　　　　年　　　月　　　日 |
| 本市への転入日　　 | 　　　　　年　　　月　　　日 |
| 転入前の居住地※市町村名まで |   |
| 利用した人材紹介会社 |  |
| 補助対象経費…③※成功報酬型人材紹介サービス利用手数料 | 　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 交付申請額小計…④（③×１／２）（１，０００円未満切り捨て） | 　　　　　　　　　　　　　　円※上限２０万円。ただし、雇用した人材が３５歳未満の場合は上限３０万円。 |
| 交付申請額…②+④ | 　　　　　　　　　　　　　　円 |

２　添付書類

（１）本市の区域内で事業を営んでいることが分かる書類

（登記事項証明書または開業届等　※発行から３か月以内）

（２）雇用契約書の写し

（３）雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

（４）雇用した人材の本人確認書類（運転免許証またはマイナンバーカードの写し）

（５）雇用した人材の補助金申請日時点までの出勤簿の写し

（６）成功報酬型人材紹介サービスの内容及び料金が確認できる書類

（７）補助対象経費を支払ったことが分かる書類（領収書、振込明細書の写し等）

（８）納税証明書

（９）その他市長が必要と認める書類

（別紙２）

能代市首都圏等人材採用支援事業費補助金（人材獲得サービス利用支援分）

交付申請における誓約書

年　　月　　日

能代市長　様

　私は、能代市首都圏等人材採用支援事業費補助金（人材獲得サービス利用支援分）（以下「本補助金」という。）の交付申請にあたり、下記の事項について誓約します。

記

１　申請した同一の経費で、国・都道府県・区市町村等から重複して助成金又は補助金の交付を受けておりません。

２　私は、次の全部の事項に該当しません。

（１）暴力団（能代市暴力団排除条例（平成２４年能代市条例第６号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）暴力団員（能代市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３）自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用する者

（４）暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員等又はその指定する者に対し、金品その他の財産上の利益を供与する者

（５）暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

（６）法人その他の団体であって、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）が暴力団員であるもの及び暴力団又は暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者

（７）暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用する者

（８）前各号に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者であって、公共工事等（公共工事、補助金等の交付その他の市の事務又は事業をいう。）に不当な影響を及ぼすおそれがあると認められる者

（９）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に定める営業その他市長が不適当と認める種類の営業を行い、又は行おうとする者

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印